【募集要項】

求人種別	臨時的任用教職員・非常勤講師
学校名	埼玉県教育局　南部教育事務所
所在地	南部教育事務所管内小・中学校　管内１３市町
雇用期間・ 勤務時間	１年以内 本採用教職員に準じます。（常勤） ただし、育休代替となった場合は１年以上となる場合もございます。
勤務内容	担当：学校によります
雇用条件	休日等：本務者の勤務時間等に準じます。 職種や経歴によって異なります。新卒者がすぐに採用された場合の初任給は教諭で２９万円となります。 免許状の種類等：小学校、中学校（各教科）、養護教諭、事務職員　ただし、事務職員希望の場合は免許不要
備考	臨時的任用教職員又は任期付教員として公立学校に採用された場合、法令等により職務遂行上又は身分上守るべき義務や規律が定められています。非常勤講師の場合も、非常勤講師取扱要綱により服務等については一般職員の例によることが定められています。 <地方公務員の服務に係る規定（抜粋）> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・職務に専念する義務 ・営利企業等の従事制限・信用失墜行為の禁止（職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。）・秘密を守る義務（職員は、在職中たると退職後たるとを問わず、職務上知り得た秘密を漏らすことはできません。）
お問い合わせ・ ご連絡先	ご連絡先：　埼玉県教育局　南部教育事務所 048-822-4096 ご担当者氏名：管理主事　大畠　航

掲載期日：5/31/2026